

豊橋市立東陵中学校いじめ防止基本方針

豊橋市立東陵中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

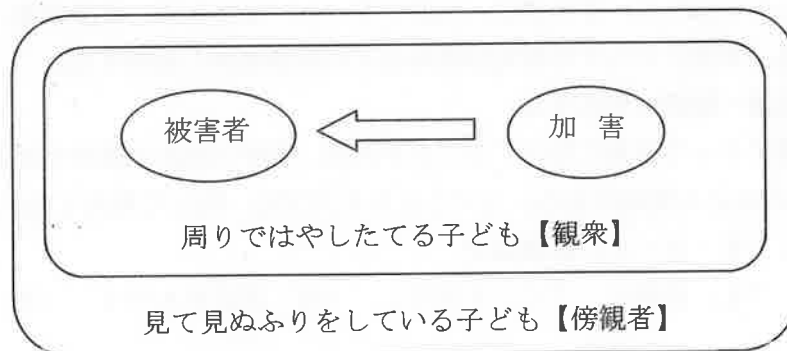
(1) いじめとは（いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

ポイント

- ※ 行為の大小、期間の長短問わない。軽微なもの・短期間なものもいじめに含む。
- ※ インターネットを通じて行われるものも含む。
- ※ 起こった場所は学校の内外を問わない。

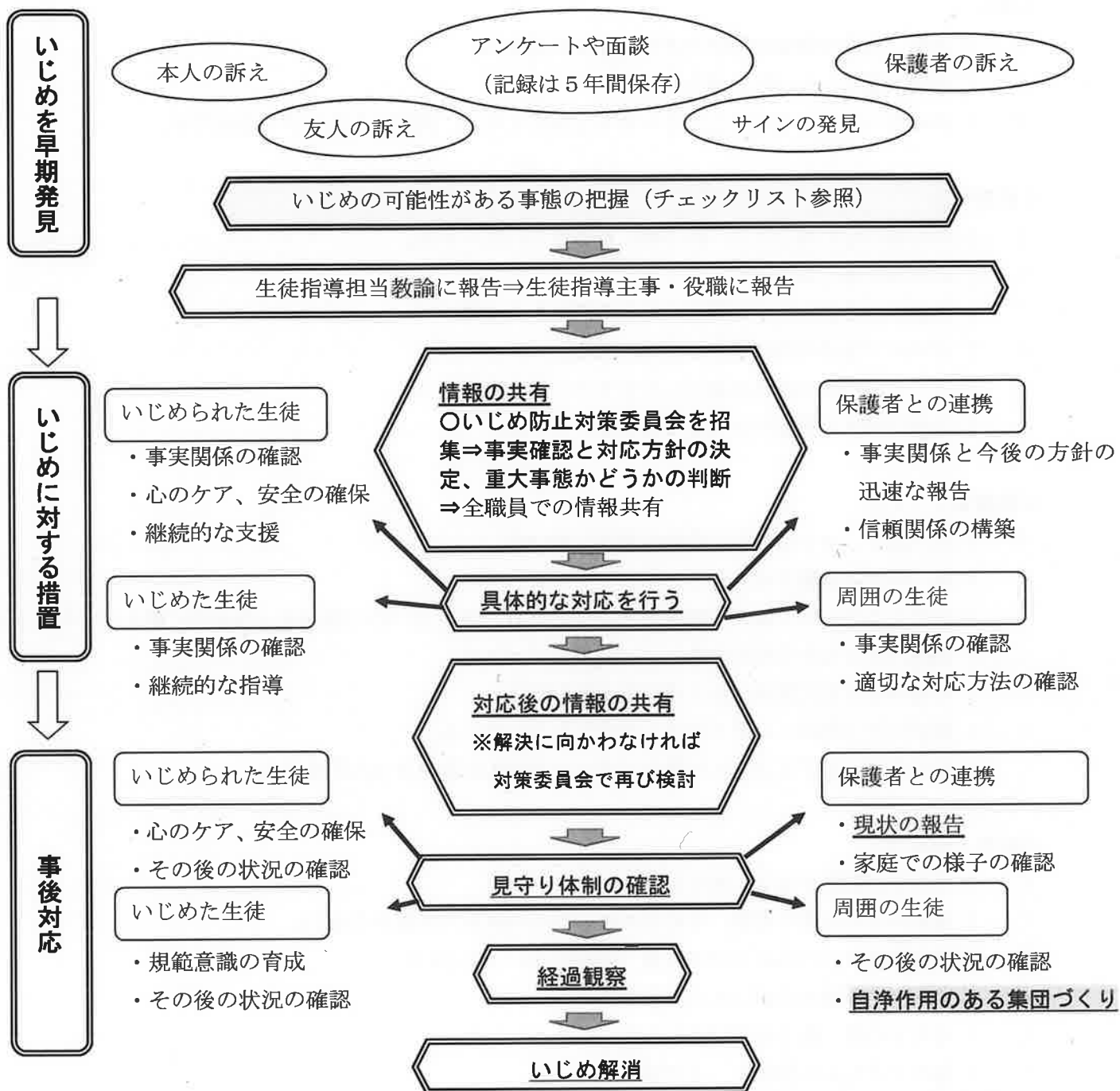
(2) いじめの構造



いじめは「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。周りではやしたてる子どもは積極的に是認する存在、見て見ぬふりをする子どもは暗黙的に支持する存在である。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在であることを忘れてはならない。

ただし、「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」の4つは、ちょっとしたきっかけで立場が入れ替わる可能性がある。いじめの加害者が、いつも加害者になるとは限らない。

(4) いじめ早期発見対応マニュアル



いじめ解消の判断 (①から③までの状態が全てあればいじめが解消したとみなされる)

- ① いじめに係る行為が止んでいること。(インターネットを含む)
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(保護者にも確認する)
- ③ ①②の状態が3か月以上継続していること。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策委員会（生活サポート委員会を兼ねる）

構成員 校長、教頭、教務、校務、学年主任、生徒指導主事、生活サポート主任、養護教諭、S C

(2) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合

ア 上記委員会に該当担任を加え、直ちに委員会を開催する。正確な事実の把握、問題解消に向けた指導・支援を検討し、委員会中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

イ 被害生徒を守り、加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行う

ウ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

エ 重大事態が生じた場合、速やかに教育委員会に報告し、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。学校が事実に関する調査を実施する場合は、「東陵中学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じて、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

3 取り組みに対する検証・見直し

(1) いじめ防止の取り組みについては、R P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取り組みになるようにする。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケート等を実施し、生活サポート委員会ではいじめに関する取り組みの検証を行う。

4 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初より HP に掲載し、保護者への周知を図る。

(3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【参考文献】

いじめの防止等のための基本的な方針 文部科学省

(平成 25 年 10 月 11 日) (最終改定 平成 29 年 3 月 14 日)